

秋田県公報

| 目 次 | ページ |
|---|-----|
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○秋田県議会議員補欠選挙及び秋田県知事選挙の同時実施 | 1 |
| (四六)..... | 1 |
| ○秋田県議会議員補欠選挙の選挙長及び同職務代理者の選任 | 1 |
| (四七)..... | 1 |
| ○秋田県議会議員補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時(四八)..... | 1 |
| ○秋田県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(四九)..... | 1 |
| ○秋田県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(五〇)..... | 2 |
| ○直接請求における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(五一)..... | 2 |
| ○直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五二)..... | 2 |
| 選挙長告示 | |
| ○秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所(一)..... | 2 |
| ○秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及び日時(二)..... | 2 |
| ○秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所(一)..... | 2 |
| ○秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及び日時(二)..... | 2 |
| ○秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所(一)..... | 3 |
| ○秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及 | |

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項、同条第三項及び第百十九条第一項の規定により、秋田県議会議員の補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 選挙区 | 選挙すべき議員の数 |
|----------|-----------|
| 秋田市 | 一人 |
| 男鹿市 | 一人 |
| 北秋田市北秋田郡 | 一人 |

秋選管告示第四十七号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次とおり選任したので、同施行令第八十一条第一項の規定により、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 選挙区 | 選挙長 | 職務を代理すべき者 |
|----------|--------------------------|-----------|
| 秋田市選挙区 | 秋田市山王六丁目十九番十号 小野 康雄 | |
| 男鹿市選挙区 | 秋田市広面字谷内佐渡百五十一番地一 工藤 敏弘 | |
| 北秋田市北秋田郡 | 潟上市飯田川飯塚字飯塚二十一番一号 小玉 喜久子 | |
| | 秋田市外旭川字小谷地百四十四番地 千葉 幸三 | |

北秋田市北秋田郡選挙区

選挙長 伊藤 光仁

由利本荘市谷地町三十五番地四

選挙長職務代理者 佐々木 望

秋田市手形字大松沢二十四番地三十七

秋選管告示第四十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条の規定に基づき、平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 選挙区 | 場 所 | 日 時 |
|------|--------------|---------------------|
| 秋田市 | 秋田県庁正庁 | 平成二十一年四月十五日 午前十時三十分 |
| 男鹿市 | 船川港湾事務所会議室 | 平成二十一年四月十五日 午前十時三十分 |
| 北秋田市 | 北秋田地域振興局大会議室 | 平成二十一年四月十五日 午前十時三十分 |

秋選管告示第四十九号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年条例第六十号)第四条の規定により、次とおり定める。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 選挙区 | 場 所 | 日 時 |
|-----|---------------|--------------------|
| 秋田市 | 秋田県選挙管理委員会事務室 | 平成二十一年四月三日 午後五時三十分 |
| | 船川港湾事務所内 | |

| | | |
|--------------|----------------------------------|-----------------------|
| 男鹿市 | 秋田県選挙管理委員会 男鹿分室 | 平成二十一年四月三日 午後五時三十分 |
| 北秋田市 北秋田郡 | 北秋田地域振興局内 秋田県選挙管理委員会 北秋田分室 | 平成二十一年四月三日 午後五時三十分 |

秋選管告示第五十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項及び同条第二項並びに公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百二十七条第一項の規定による平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 選挙区 | 支出金額の制限額 |
|--------------|---------------------|
| 秋田市 | 候補者一人につき 五、六一四、五〇〇円 |
| 男鹿市 | 候補者一人につき 六、三四四、二〇〇円 |
| 北秋田市 北秋田郡 | 候補者一人につき 五、三六七、六〇〇円 |

秋選管告示第五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数

一八、七四六

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二二、八八三

秋選管告示第五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年四月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| 選挙区別 | 人数 |
|----------|--------|
| 秋田市 | 八九、五〇八 |
| 能代市山本郡 | 二六、七九八 |
| 横手市 | 二八、四一八 |
| 大館市 | 二二、六七九 |
| 男鹿市 | 九、八一六 |
| 湯沢市雄勝郡 | 二〇、九一六 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、八九六 |
| 由利本荘市 | 二四、三七三 |
| 湯上市 | 九、七三一 |
| 大仙市仙北郡 | 三二、二六四 |
| 北秋田市北秋田郡 | 一一、七八八 |
| にかほ市 | 七、八三四 |
| 仙北市 | 八、七五二 |
| 南秋田郡 | 七、六六四 |

選挙長告示

選挙長告示第一号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県議会議員補欠選挙

秋田市選挙区選挙長 小野康雄

平成二十一年四月三日 正午前

秋田県庁正庁

平成二十一年四月三日 正午以後

秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第二号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県議会議員補欠選挙

秋田市選挙区選挙長 小野康雄

平成二十一年四月十日 午前十時三十分

秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第一号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県議会議員補欠選挙

男鹿市選挙区選挙長 小玉喜久子

平成二十一年四月三日 正午前

船川港湾事務所会議室

平成二十一年四月三日 正午以後

船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室

選挙長告示第二号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県議会議員補欠選挙

男鹿市選挙区選挙長 小玉喜久子

平成二十一年四月十日 午前十時三十分

船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室

選挙長告示第一号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり

定めたので、公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県議会議員補欠選挙

一 平成二十一年四月三日 正午前
北秋田地域振興局大会議室

二 平成二十一年四月三日 正午以後

北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

選挙長告示第二号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月三日

秋田県議会議員補欠選挙

一 場所 北秋田市北秋田郡選挙区選挙長 伊藤光仁
北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

二 日時 平成二十一年四月十日 午前十時三十分

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄